2019年度のみ募集します！

＜新潟市次世代店舗支援事業＞

中心商店街活性化支援事業

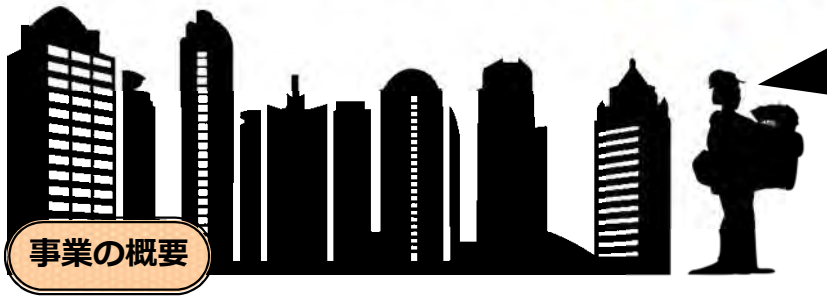

古町地区に出店する店舗に
最大 500 万円
を支援します！！

事業の概要

対象者 ※右記 1～7 の**全て**の要件を満たす必要があります	1　**中心商店街区（※裏面参照）の空き店舗に**新たな店舗を出店する者 2　交付申請日において，開業届又は法人登記をした日から１年以上経過している者及び営業に関する決算を１期以上行っている者 3　次に掲げる事項を勘案して古町地区の賑わい，集客の向上に寄与すると認める者 ア これまでの営業実績から，古町地区の賑わい創出・集客への寄与が見込まれること イ 市内からの移転でないこと。 ※ただし，現在店舗が入居する建物の閉鎖等，自己都合でない移転の場合は対象 ウ 出店先の商店街組合等から，店舗の営業等について賛同を得ていること 4　市税を完納している者 5　宗教活動又は政治活動を目的としていない者 6　公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う店舗でないもの 7　補助対象事業に着手していない者（補助金交付決定日前に，賃貸借契約の締結，売買契約の締結，改装工事の着手等の行為をいずれも行っていない者）
補助率等	【補助率】補助対象経費の**１／２** 【限度額】賃借料　**１００万円（１年間）** 改装費，備品購入費，クラウドファンディング組成手数料　**４００万円**
選定方法	選定委員会で，採択事業を決定します。 **選定委員会開催日は，市報にいがたや市ホームページ等でお知らせします**

※　既に事業（店舗の賃貸借契約，改装工事等）を実施している場合は本制度の対象外となります。

補助金交付までの流れ

商店街組合に事前相談 → 応募申請書提出 → 書類審査・選定委員会（プレゼン）
→ 採択事業の決定 → 補助金交付申請提出 → 補助金交付決定
→ 事業開始 → 実績報告提出 → 補助金支払
→ 営業状況報告（3 年間）

対象エリア・商店街組合等について

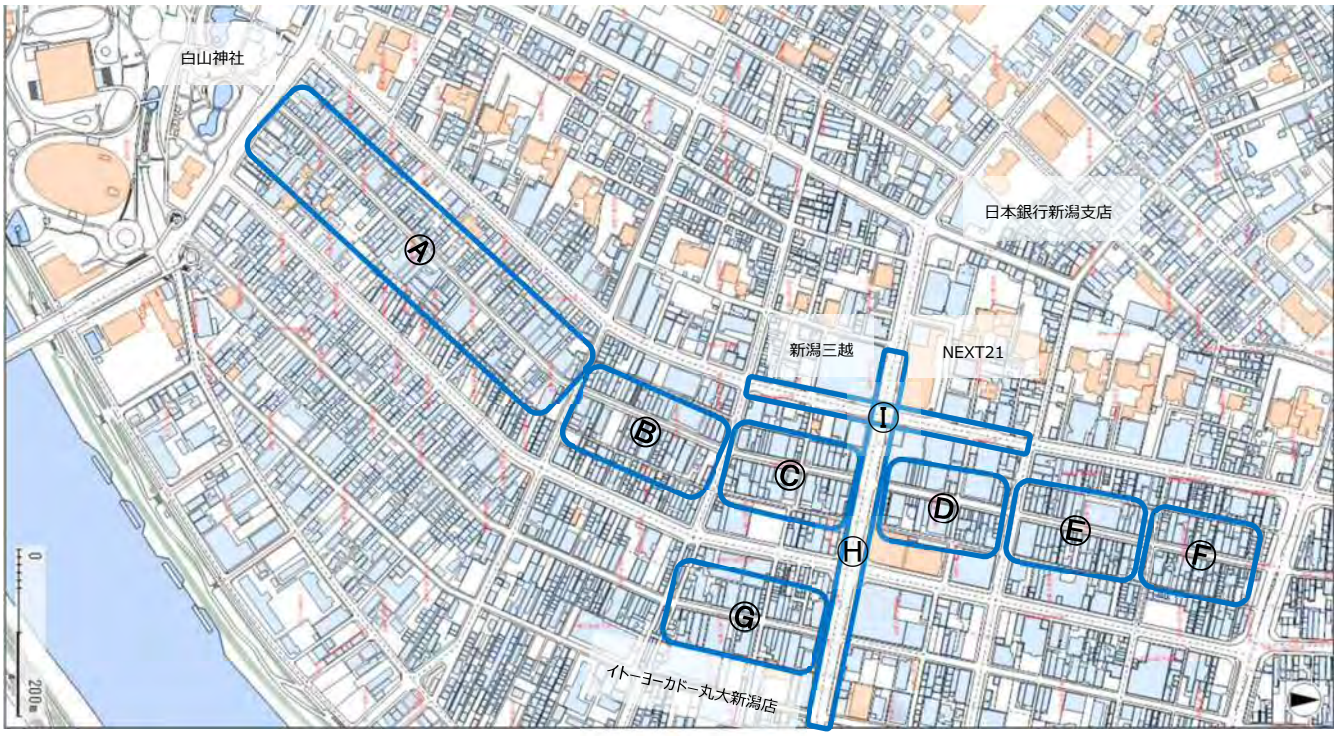

	商店街エリア（住所）	連絡先
Ⓐ	上古町商店街（古町通 1～4 番町）	025-225-0354 （上古町商店街振興組合）
Ⓑ	古町通五番町商店街（古町通 5 番町）	025-222-0665 (新潟中心商店街協同組合)
Ⓒ	古町通 6 番町商店街（古町通 6 番町）	
Ⓓ	古町七番町商店街（古町通 7 番町）	
Ⓔ	古町 8 商店街（古町通 8 番町）	
Ⓕ	古町九番町商店街（古町通 9 番町）	
Ⓖ	本町六商店街（本町通 6 番町）	
Ⓗ	柾谷小路商店街（西堀通 5･6,西堀前通 6･7,古町通 6･7,東堀通6･7,東堀前通6･7,本町通6･7,上大川前通6･7の一部）	
Ⓘ	西堀ローサ（西堀前通 6 番町 894-1）	025-224-2288 (新潟地下開発㈱)

※対象エリアの詳細や空き店舗の情報については，上記連絡先までお問い合わせください。

要件や手続きの詳細は**「募集要項」**や**「新潟市ホームページ」**でご確認ください

新潟市ホームページで　次世代中心　検索

新潟市 経済部 商業振興課 商業振興係

〒951-8550　新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1（市役所分館 3 階）

TEL：025-226-1633　FAX：025-228-1611　E-mail：shogyo@city.niigata.lg.jp

※　募集要項及び申請書類は、同課及び中央区役所地域課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。